

大和市告示第158号

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年8月3日

大和市長 大 木 哲

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成26年大和市告示第126号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「10,000円」を「6,000円」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「平成26年6月27日から同年12月26日まで」を「平成27年8月12日から同年12月28日まで」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、申請の期限を平成28年2月29日とする。

第6条第1項中「大和市臨時福祉給付金申請書（請求書）」を「大和市臨時福祉給付金申請書」に改め、同条第2項第2号中「窓口現金受領方式」を「窓口等現金受領方式」に改め、「こと」の次に「等」を加え、同条第3項中「を提出させ、提示させる」を「の提出又は提示を求める」に改める。

第7条第1項第1号中「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

第8条第3項中「別記第1項第1号エ」を「別記第1項第4号」に、「同号エ（ア）」を「同号ア」に改め、同条第4項中「別記第1項第1号オ」を「別記第1項第5号」に、「同号オ」を「同号」に改め、同条第5項中「別記第1項第6号」を「別記第6項」に改める。

第11条第1項中「（次項において「不当利得」という。）」を削り、同条第2項を削る。

別表第1号様式の項様式の名称の欄中「大和市臨時福祉給付金申請書（請求書）」を「大和市臨時福祉給付金申請書」に改める。

別記を次のように改める。

別記（第2条、第4条及び第8条関係）

1 臨時福祉給付金は、第1号から第5号までに掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、第6号に掲げる要件に該当する者（他の市町村において臨時福祉給付金が支給される者を除く。）に支給する。

(1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。第3号において同じ。）を市長に行ったものであって、転入をした年月日（住基法第22条第1項第3号に掲げる転入をした年月日をいう。次項において同じ。）が基準日の翌日以降である転入届（同項の規定による届出をいう。次項において同じ。）をいずれかの市町村長に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

(3) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村長に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以降である転入届を本市へ行ったものを除く。）

(4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であり、かつ、基準日以後に次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が本市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている児童等（保護者（児童福祉法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規

定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。)

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に通う者及び2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設へ入所し、指定発達支援医療機関へ入院し、又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院をしている者に限る。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

オ 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

カ 児童福祉法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であつて、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次に掲げるアの要件を満たし、かつ、イからエまでに掲げる要件の

いずれかを満たしているもののうち、その旨の申出を本市に行ったもの

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が出されていること。

ウ 売春防止法第34条に規定する婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日の翌日以降に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。

(6) 平成27年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は本市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、基準日において、次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日に保護が停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（以下「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第2項に規定するハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に

関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第7条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。）の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

(4) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下「援護」という。）を受けている者（基準日に援護が停止されていた者及び平成27年1月2日から同年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

3 第1項の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

4 基準日において第1項第4号アから同号カまでのいずれかに該当する児童等については、同項第6号の要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、同項第4号ウ、同号エ又は同号カに該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなし、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

5 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第5号アの要件を満たし、かつ、同号イから同号エまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たものについては、同項第6号の要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等に該当しないものとみなす。ただし、配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合は、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行い、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合は、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

6 基準日において、次の各号のいずれかに該当する者は、第1項第6号の要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等に該当しないものとみなす。

(1) 障がい者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことによ

り、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- (2) 基準日において65歳以上の者のうち、養護者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

附 則

この要綱は、平成27年8月12日から施行する。